振替に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号											
算定割当量の種別※	数量（t－CO_2）	識別番号									
			～								
			～								
			～								
			～								
			～								
			～								
			～								
			～								

※　算定割当量の種別欄には、ＡＡＵ（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項第一号に規定する割当量をいう。）、ＥＲＵ（法第二条第六項第二号に規定する排出削減単位をいう。）、tCER（京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に規定する失効するまでの期間が短い認証された排出削減量をいう。）、ICER（法第四十九条第一項に規定する特定認証排出削減量のうち、tCER及びICER以外のものをいう。）の別を記入すること。

備考　申請書の用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。

様式第四中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、「、ＲＭＵ（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）」を削り、「第二条第六項第三号」を「第二条第六項第二号」に、「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二条第六項第四号」を「第二条第六項第三号」に改める。

様式第五中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、「、ＲＭＵ（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）」を削り、「第二条第六項第三号」を「第二条第六項第二号」に、「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二条第六項第四号」を「第二条第六項第三号」に改める。

様式第六中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「、ＲＭＵ（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）」を削り、「第二条第六項第三号」を「第二条第六項第二号」に、「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二条第六項第四号」を「第二条第六項第三号」に改める。

様式第七中「第十八条」を「第十九条」に改め、「、ＲＭＵ（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）」を削り、「第二条第六項第三号」を「第二条第六項第二号」に、「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二条第六項第四号」を「第二条第六項第三号」に改める。

様式第八中「第四十条」を「第五十五条」に改め、「、ＲＭＵ（法第二条第六項第二号又は第五号に規定する割当量をいう。）」を削り、「第二条第六項第三号」を「第二条第六項第二号」に、「第三十四条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「第二条第六項第四号」を「第二条第六項第三号」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第十九条第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第四条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第十九条第二項に規定する手数料を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

本則中「第十九条第二項ただし書」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第四第九表、様式第八第九表及び様式第十二第九表中「第21条の３第１項」を「第27条第１項」に、「第21条の８第１項」を「第32条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○環境省令第十一号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十号）の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十八年五月二十七日　　環境大臣　**大塚**　珠代

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。